

別表十二(四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度		・	・	法人名	()	
事業場の名称		1	期首金属鉱業等 鉱害防止準備金の金額		7	円
特定施設の名称		2	翌 期 繰 越 額 の 計 算	当期益金算入額 鉱害防止積立金の取戻しをした場合の益金算入額	8	
				同上以外の場合による 益金算入額	9	
				計 (8) + (9)	10	
当期準備金積立額		3		当期準備金積立額のうち損金算入額 (3) - (6)	11	
積立 限度額の計算	当期中に独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に積み立てた鉱害防止積立金の金額	4		期末金属鉱業等鉱害防止準備金の金額 (7) - (10) + (11)	12	
			貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13		
			差引	14		
			収崩不足額 (前期の(13))	15		
積立				額の合計額 (5)	16	
			ける差額 (14))	17		

「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の5第1項」※1
又は「第55条の5第7項」※2

- ② 「区分番号」欄：「00192」

- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(四) 平二十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1204